

令和元年度 第2回
徳島県後発医薬品適正使用協議会

日 時 令和2年1月29日（水）
午後1時30分から
午後3時30分まで
場 所 徳島グランヴィリオホテル
2階 蓬莱

一 次 第 一

- 1 開 会
- 2 部長あいさつ
- 3 議事等
 - ・ 後発医薬品の現状について
 - ・ 今年度の取組みについて
 - ・ 今後の取組みについて
 - ・ その他
- 4 閉 会

徳島県保健福祉部薬務課

会 議 資 料

	ページ	
資料1 徳島県後発医薬品適正使用協議会設置要綱	・・・	1
資料2 後発医薬品の現状（厚生労働省資料）	・・・	4
資料3 今年度の取組について 今後の取組について	・・・	9

◆ 当日配布

後発医薬品に関するお知らせ

災害拠点病院等主要病院でのジェネリック医薬品使用に関する取組状況

後発医薬品使用促進に係る「フォーミュラリー作成マニュアル」活用に関する研究

徳島県のジェネリック医薬品使用実態に関する調査結果（NDB第三者提供資料）

協会けんぽにおけるジェネリック医薬品使用状況について

後発医薬品使用促進ロードマップ検証検討事業報告書（平成30年度）関連資料

徳島県後発医薬品適正使用協議会設置要綱

(目的)

第1条 医療関係者及び県民への後発医薬品に関する理解の向上と適正使用についての普及促進を図るため、徳島県後発医薬品適正使用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。
（1）後発医薬品の正しい知識の普及に関すること
（2）後発医薬品に係る情報交換に関すること
（3）その他後発医薬品の適正使用に関し必要なこと

(組織)

第3条 協議会の委員は、15名以内で、別表に掲げる関係団体の者とする。
2 協議会に会長、副会長を置く。
3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。
2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、徳島県保健福祉部薬務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年5月27日から施行する。
2 第5条の規定にかかわらず、最初の会議は徳島県保健福祉部長が招集する。

附 則

この要綱は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別 表

徳島県後発医薬品適正使用協議会名簿

区 分	所 属 団 体 等
医療関係者	一般社団法人徳島県医師会
	一般社団法人徳島県歯科医師会
薬事関係者	一般社団法人徳島県薬剤師会
	徳島県病院薬剤師会
	徳島県製薬協会
	徳島県医薬品卸業協会
学識経験者	徳島文理大学薬学部
	徳島大学薬学部
消費者代表	特定非営利活動法人徳島県消費者協会
保険者代表	徳島市（国民健康保険）
	全国健康保険協会

徳島県後発医薬品適正使用協議会委員名簿

(R1. 7. 1～R3. 6. 30)

	氏 名	所属団体等
医療関係者	本藤 秀樹	徳島県医師会
	石本 卓司	徳島県歯科医師会
薬事関係者	水口 和生	徳島県薬剤師会
	伏谷 秀治	徳島県病院薬剤師会
	清水 優之	徳島県製薬協会
	阿部 昌司	徳島県医薬品卸業協会
学識経験者	土屋 浩一郎	徳島大学大学院 医歯薬学研究部
	鈴江 朋子	徳島文理大学薬学部
消費者代表	内山 眞弓	徳島県消費者協会
保険者代表	森口 泰治	徳島市（国民健康保険）
	品川 晴旨	全国健康保険協会徳島支部

資料 2

後発医薬品の現状 (厚生労働省資料)

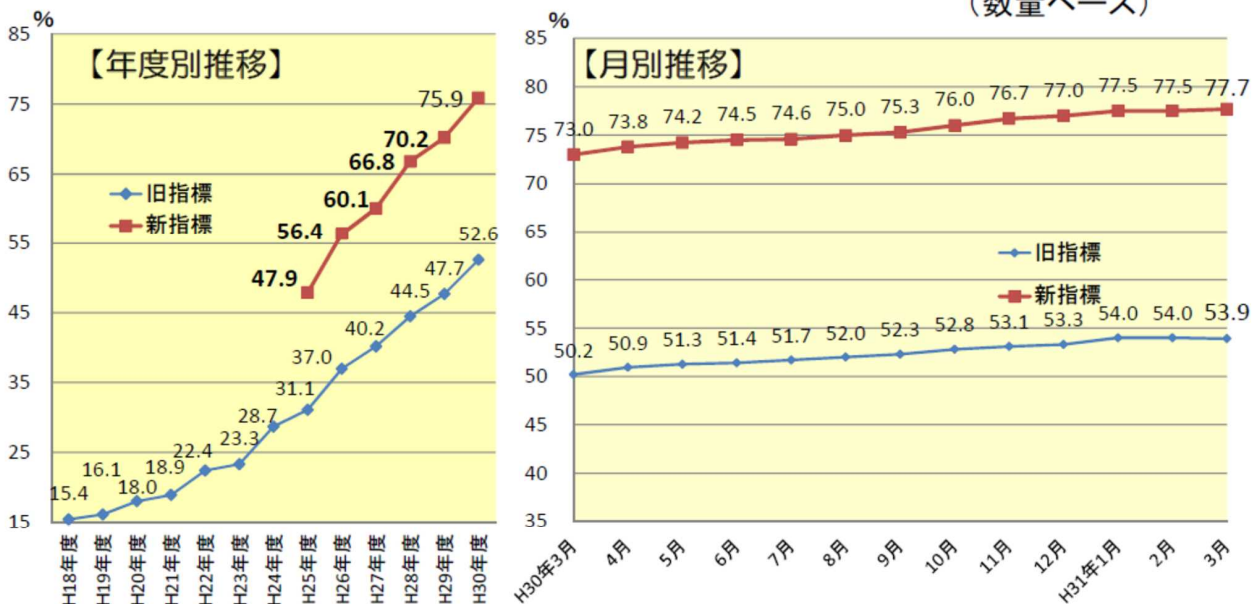
徳島県後発医薬品 適正使用協議会



徳島県保健福祉部薬務課

国の状況

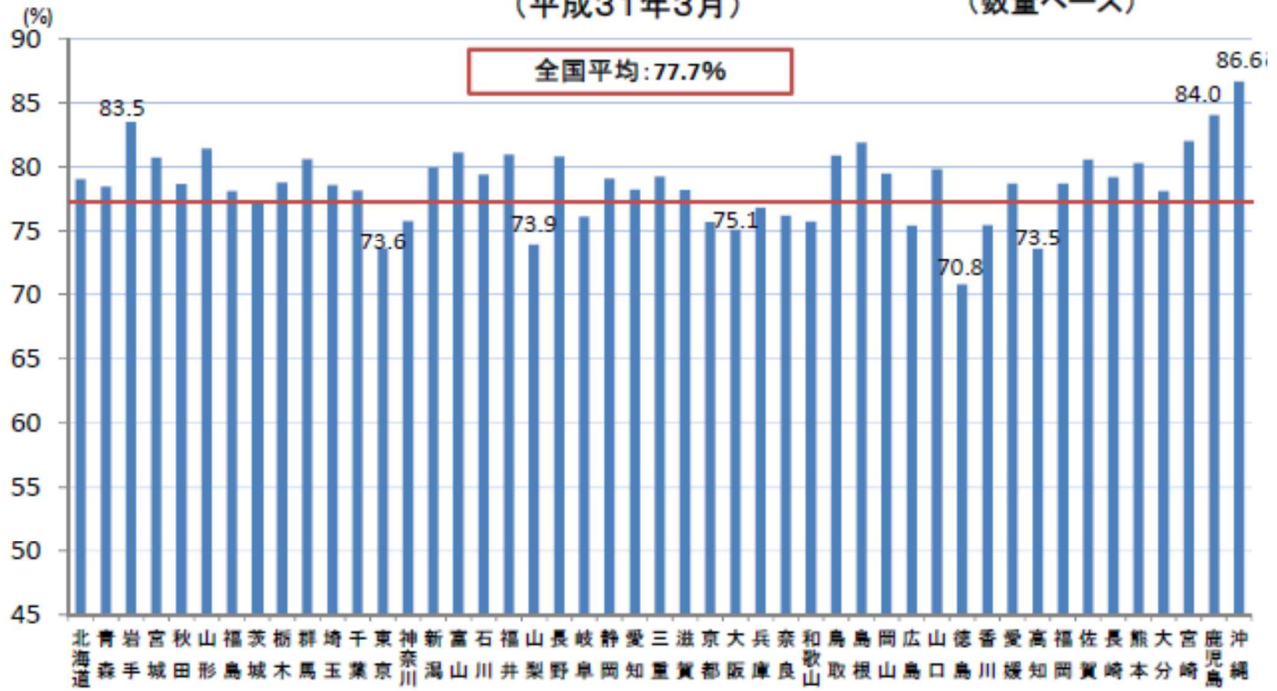
「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における後発医薬品割合
(数量ベース)



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。
 注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注3) 新指標とは、後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で定められた目標に用いた指標)。
 旧指標とは、全医療用医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(平成19年に「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」で定められた目標に用いた指標)。

国の状況

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合
(平成31年3月) (数量ベース)



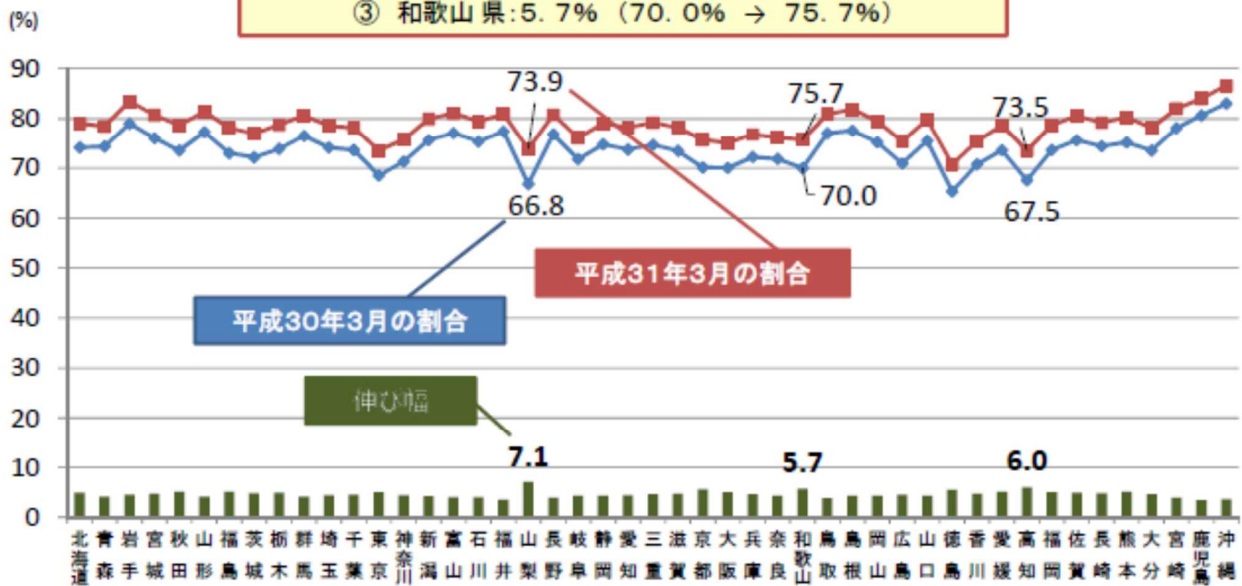
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。
 注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
 注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注4) 後発医薬品割合(数量ベース)=[後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])

国の状況

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合
(数量ベース)

■伸び幅が大きい県(平成30年3月→平成31年3月)■

- ① 山梨県: 7.1% (66.8% → 73.9%)
- ② 高知県: 6.0% (67.5% → 73.5%)
- ③ 和歌山県: 5.7% (70.0% → 75.7%)



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。
 注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
 注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注4) 後発医薬品割合(数量ベース)=[後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])

国の状況

「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」における都道府県別後発医薬品割合
(数量ベース、%)

	31年3月	順位		31年3月	順位		31年3月	順位
北海道	79.1	21	石川	79.4	18	岡山	79.5	17
青森	78.4	28	福井	80.9	8	広島	75.4	41
岩手	83.5	3	山梨	73.9	44	山口	79.8	16
宮城	80.7	11	長野	80.8	10	徳島	70.8	47
秋田	78.6	26	岐阜	76.1	37	香川	75.4	41
山形	81.4	6	静岡	79.1	21	愛媛	78.7	24
福島	78.1	32	愛知	78.2	29	高知	73.5	46
茨城	77.0	34	三重	79.2	19	福岡	78.7	24
栃木	78.8	23	滋賀	78.2	29	佐賀	80.6	12
群馬	80.6	12	京都	75.7	38	長崎	79.2	19
埼玉	78.6	26	大阪	75.1	43	熊本	80.3	14
千葉	78.2	29	兵庫	76.8	35	大分	78.1	32
東京	73.6	45	奈良	76.2	36	宮崎	82.0	4
神奈川	75.7	38	和歌山	75.7	38	鹿児島	84.0	2
新潟	79.9	15	鳥取	80.9	8	沖縄	86.6	1
富山	81.1	7	島根	81.9	5	全国	77.7	-

注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。

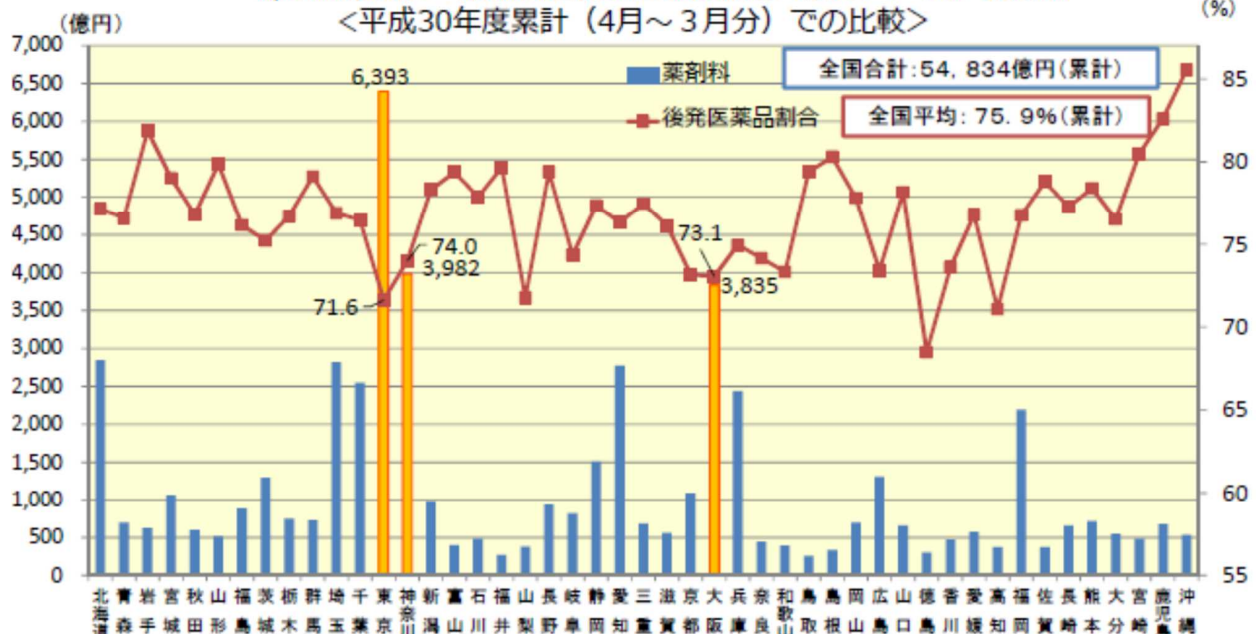
注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品割合(数量ベース)=[後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])

国の状況

「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」における
都道府県別の 薬剤料と後発医薬品割合（数量ベース）の関係
<平成30年度累計（4月～3月分）での比較>



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

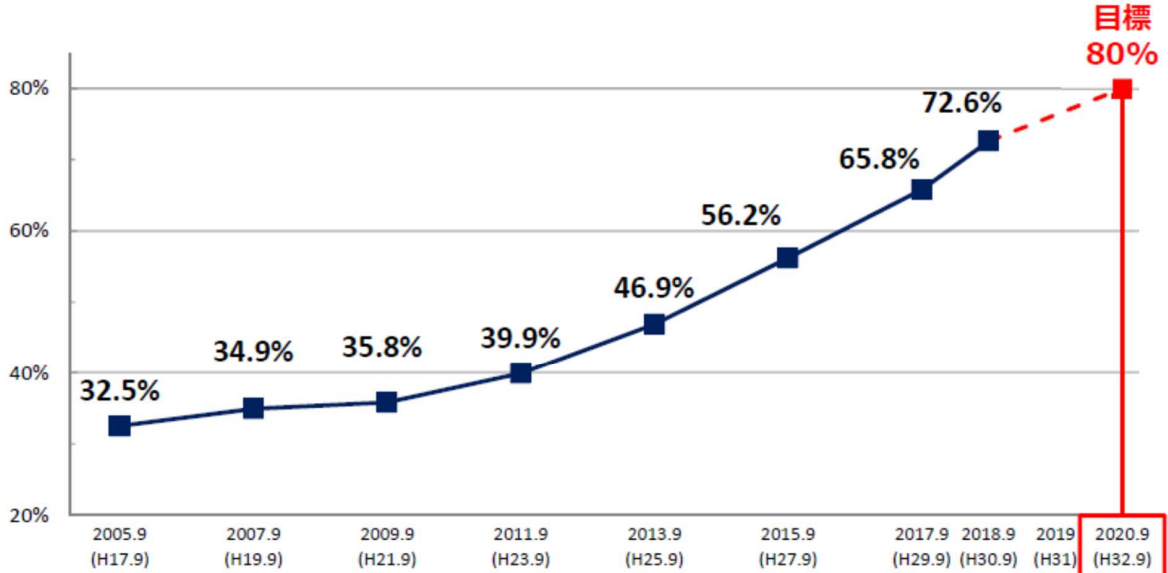
注4) 後発医薬品割合(数量ベース)=[後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])

国の状況

後発医薬品の使用割合の推移と目標

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

⑦薬価制度の抜本改革、患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し、薬剤の適正使用等
2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。



注) 「使用割合」とは、後発医薬品のある先発医薬品及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の使用割合をいう。

厚生労働省調べ

本県の「後発医薬品の使用促進」の現状について

- 後発医薬品割合(数量ベース) (平成31年3月時点)
出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」
徳島県 70.8% (全国最下位)
全国平均 77.8%

▼後発医薬品割合の算定方法

- 新指標 (平成25年度から後発医薬品の数量シェア)

$$= \frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{[\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}]}$$

資料 3

今年度の取組みについて
今後の取組みについて



令和元年度事業

- 1 徳島県後発医薬品適正使用協議会の開催
令和元年8月7日, 令和2年1月29日
- 2 知って安心おくすりエシカル消費推進事業
 - お薬相談事業
 - 一般向けセミナー・講習会の実施
- 3 後発医薬品使用促進強化事業
 - 後発医薬品採用リストを利用した「フォーミュラリー作成マニュアル」活用事業
 - 保険者と連携した医療機関・薬局への使用推進事業
 - 「徳島あいバッグ活用に関する普及啓発キャンペーン月間事業」
 - 県保有レセプトデータを活用した保険薬局ジェネリック医薬品情報提供事業



知って安心おくすりエシカル消費推進事業

消費者である県民にジェネリック医薬品の使用を含めた医薬品の適正使用に関する意識を調査するとともに, エシカル消費行動の醸成を働きかける啓発を実施した。

- (1) お薬相談窓口
薬剤師会会員の薬剤師によるお薬についての相談
消費者のつどい等で実施
- (2) 一般向けセミナーの実施
徳島大学市民公開講座 令和元年12月8日
徳島大学 長井記念ホール 132名
- (3) e-モニターアンケート調査
令和元年9月5日から9月18日まで 171名

知って安心おくすりエシカル消費推進事業

(3) e-モニターアンケート調査から

①ジェネリック医薬品の認知度	96.5%
②ジェネリック医薬品を使用している割合	66.7%
③ジェネリック医薬品について知っていること	
・ 価格が安いこと	93%
・ 医療費低減による医療保険制度維持	55%
・ 安全性や品質について、国の基準をクリア	45.6%
・ 徳島県での使用割合が全国最下位	35.1%
⑤ジェネリック薬品について知りたいこと	
・ 安全性	65.5%
・ 先発品との違い	53.8%
・ 使用するメリット	16.4%

知って安心おくすりエシカル消費推進事業

(3) e-モニターアンケート調査から

⑤ジェネリック医薬品を使用してもよい思う理由	
・ 効き目や効果が十分保証されている場合	68.4%
・ 薬剤師からの十分な説明で納得した場合	55.6%
・ 医師からの勧め	44.4%
・ 負担額の減少	50.9%
⑥薬局薬剤師の相談してみたいこと	
・ 薬の飲み合わせや重複などの服薬チェック	63.7%
・ 薬の副作用	56.3%
・ ジェネリック医薬品への切換え	14.6%
⑦薬局で相談しにくいと感じる場合 その理由	
・ 薬剤師から話しかけてくれないから	46.2%
・ プライバシーに配慮した相談場所がない	43.6%



後発医薬品採用品リストを利用した 「フォーミュラリー作成マニュアル」活用事業

- (1) 医療機関，保険薬局及び県民への活用に関する調査
医療機関 令和元年9月から10月
薬局 令和元年10月から11月
患者アンケート 9月に四国放送まつり及び各薬局で
説明を行い，意識調査を実施
- (2) 後発医薬品採用品リスト更新及び使用状況調査
 - ・調査時期 令和元年9月から10月時点の採用状況
 - ・使用割合，院外処方せん率及び一般名処方の状況
- (3) 医療関係者を対象としたセミナーでの情報提供



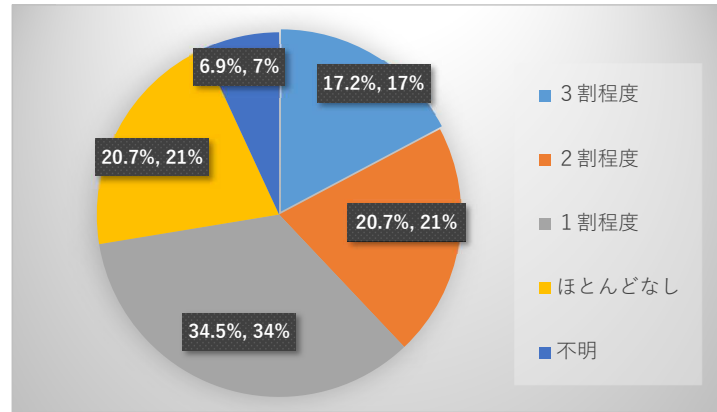
「徳島あいバッグ活用に関する普及啓発 キャンペーン月間事業」

- (1) 事業内容
 - ・モデル薬局（35施設）において，「藍色バッグ（あいバッグ）」による薬の整理等について説明し，ジェネリック医薬品への切替えを促す。
 - ・普及啓発期間による効果の検証を行う。
 - ・調査終了後薬局及び患者さんへのアンケートを実施する。
 - ・事業の結果等について，後発医薬品適正使用協議会等で報告
- (2) 実施時期
 - ・バッグ配布期間 7月後半～9月中旬まで
 - ・次回来局時の相談期間 バッグ配布後～11月中旬
 - ・取りまとめ期限 11月末
 - ・報告 12月（30施設から回答）

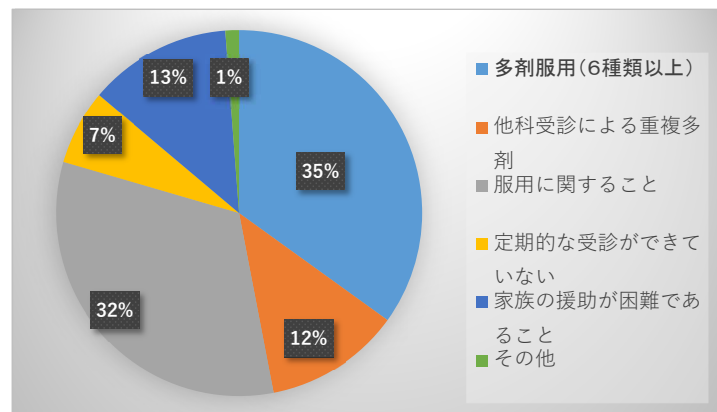
「徳島あいバッグ活用に関する普及啓発 キャンペーン月間事業」

薬局アンケート

1 薬局における医薬品の使用について、問題のある患者の割合



2 医薬品の使用について患者さんの課題
(主な課題上位3位)



「徳島あいバッグ活用に関する普及啓発 キャンペーン月間事業」

薬局アンケート

3 医薬品の使用について、患者さんのお薬手帳での管理状況
複数施設を一元管理 27施設

4 1か月当たり相談人数 平均 9.3人

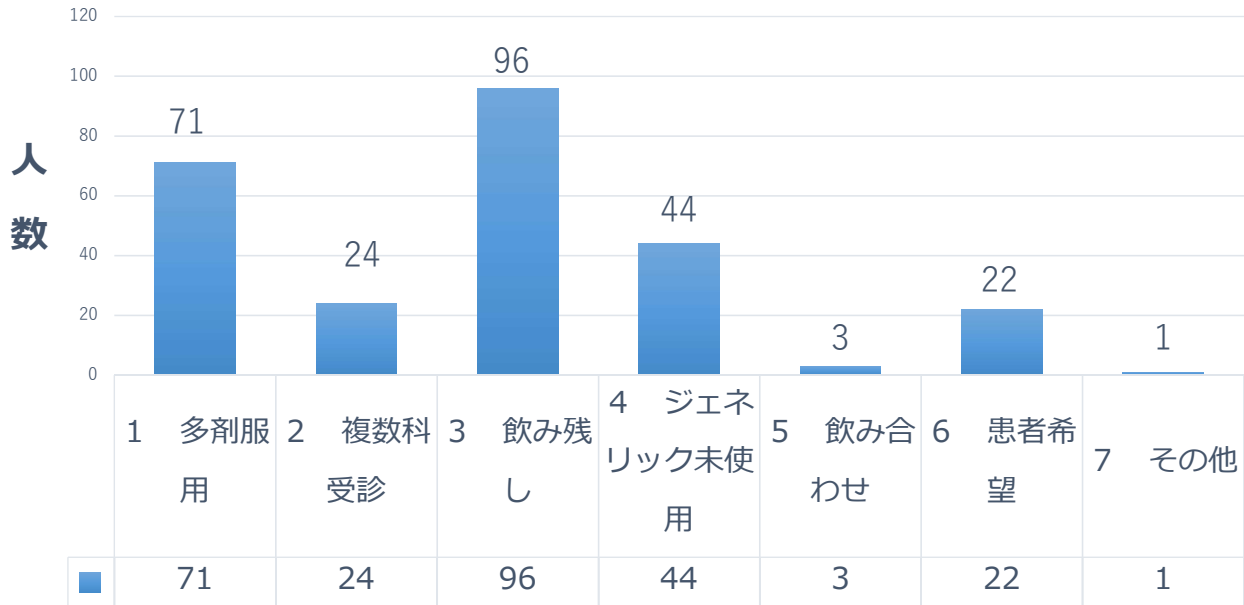
5 かかりつけ薬剤師の人数 0~4人

6 患者さんを選んだ理由

- ① 多剤服用
- ② 複数科受診
- ③ 飲み残し
- ④ ジェネリック未使用
- ⑤ 飲み合わせ
- ⑥ 患者希望
- ⑦ その他

薬局アンケート

6 患者さんを選んだ理由




7 「あいバッグ」によるジェネリック医薬品への変更効果

- ① 配布した人数に対する変更した患者数の割合
 $\frac{44人}{300人} = 14.7\%$ の患者が変更
- ② ジェネリックへ変更による医療費の差額
 合計 $79,286$ 円 / 22 人
 平均 (1か月当たり) $\text{約 } 3,604$ 円
 ※ 1年間に換算 $43,248$ 円

8 「あいバッグ」による残薬整理の効果


- ① 配布した人数に対する残薬整理した患者数の割合
 $\frac{96人}{300人} = 32\%$ の患者が変更
- ② 服用できていなかった残薬の金額
 合計 $216,200$ 円 / 52 人 (平均 $\text{約 } 4,158$ 円)



県保有レセプトデータを活用した 保険薬局ジェネリック医薬品情報提供事業

保険薬局におけるレセプトデータ等から、個々の薬局のジェネリック医薬品使用状況を取りまとめ、情報提供と使用促進を依頼する。

- 1 保険薬局 約380施設
- 2 実施スケジュール等
 - ① 分析を行うデータ 平成31年3月分
 - ② 資料作成 令和元年9月～令和2年1月
 - ③ 資料提供 令和2年2月頃に実施



県保有レセプトデータを活用した 保険薬局ジェネリック医薬品情報提供事業

- 3 情報提供の内容
 - ① 平成31年3月現在の国及び県のジェネリック医薬品使用割合
 - ② 一般名処方によるジェネリック医薬品の調剤状況
→各施設と県全体の状況をグラフで提供
→各施設での調剤全体と一般名処方された医薬品との使用割合の比較
 - ③ 薬効分類上位10種のジェネリック医薬品数量割合
→国（調剤医療費平成31年3月分）及び県の状況との比較できるグラフで提供

県保有レセプトデータを活用した 保険薬局ジェネリック医薬品情報提供事業

4 情報提供の内容

- ① 各薬局におけるジェネリック医薬品がある先発医薬品上位10品目の数量割合
→各施設と県全体の状況をグラフで提供
- ② 問診票の工夫による取組方法の紹介
- ③ 「後発医薬品採用品リスト」について、情報提供

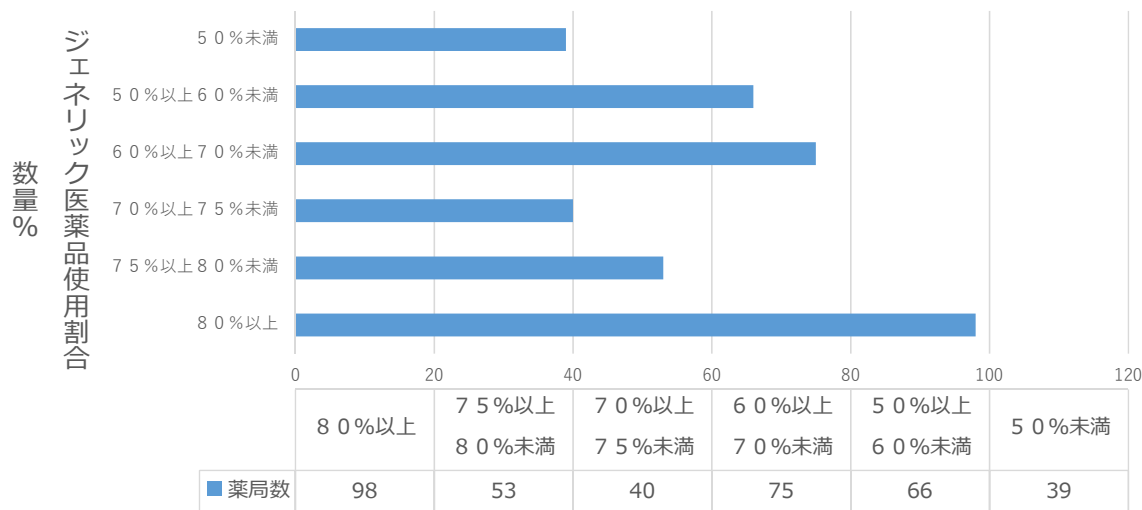
5 各施設のジェネリック医薬品使用状況

- ① 使用割合 80%以上 98施設
- ② 一般名処方変更率 80%以上 134施設
- ③ 一般名処方変更率 < 全体の使用割合 83施設

県保有レセプトデータを活用した 保険薬局ジェネリック医薬品情報提供事業

県内薬局でのジェネリック医薬品使用状況

平成31年3月（国保・後期高齢）





徳島県保険者協議会との連携について

- ①保険者協議会第9回実務担当者部会（令和元年7月30日）
 - ・徳島県後発医薬品適正使用協議会の取組
 - ・今年度事業と及び保険者協議会との連携事業
- ②徳島県国保診療施設開設者部会，医師部会，事務部会合同研修会（令和元年8月3日）
 - ・ジェネリック医薬品の徳島県の現状及び取組
- ③市町村広報
県内4市町で広報誌等による啓発実施
- ④各保健所地域保健医療福祉協議会への取組周知



今後の予定

- (1) 後発医薬品採用リストを利用した「フォーミュラリー作成マニュアル」活用事業
 - ・調査結果取りまとめ後，「フォーミュラリー作成マニュアル」の更新を行う。
 - ・令和2年度に製本し，配布予定
- (2) 医療関係者向けセミナーの実施
 - ・日時 令和2年3月18日(水)
午後7時から8時45分
 - ・場所 阿波観光ホテル
 - ・セミナーの内容
 - ①重複多剤通知事業の取組
 - ②地域フォーミュラリーの取組